
◎議案第33号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉昭宏君） 日程第1、議案第33号 松崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（齋藤文彦君） 議案第33号は、松崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてでございます。

詳細は担当課長をして説明します。

（健康福祉課長 高木和彦君 説明）

○議長（稲葉昭宏君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

○1番（伴 高志君） 具体的な該当者というのは、何名いるかというのは、松崎町内で、そういう状況というのはわかりますでしょうか。

○健康福祉課長（高木和彦君） まず、各3つの柱がありますけれども、医療分については23人の方が該当してきます。後期高齢者支援分については45人の方が該当します。介護納付金分については22人、合計で81万円を超える方が70人いると推定しております。

○議長（稲葉昭宏君） ほかに質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（稲葉昭宏君） 質疑がないようでありますので、質疑を終結したいと思います、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君） 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第33号 松崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての件を
挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（稲葉昭宏君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。
